第 1 部

広島県の男女共同参画の現状

(注) コメント欄の の中には、データやグラフの特徴を記載しています。
 データを更新したものには 印を、新たに掲載したものには 印を付けています。
 また、 の部分には、参考として全国データを記載しています。

1 データから見た県の男女共同参画の現状

注意事項:百分率の合計については、四捨五入の関係で 100.0%にならない場合があります。

環境づくり

■ 労 働

1 雇用形態別に見た雇用者数

雇用者のうち「正規の 職員・従業員」の割合は 女性 43.3%, 男性 72.7%

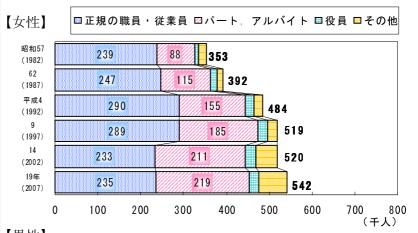
平成 19 (2007) 年の女性雇用者数は 542 千人で,男女雇用機会均等法 (27ページ参照) 施行(昭和 61 (1986) 年)前の昭和 57 (1982) 年と比較すると,25 年間で 189 千人(53.5%)増加しています。

一方, 男性雇用者数は 721 千人で, 56 千人 (8.4%) の増加 となっています。

雇用形態別に見ると, 平成 19 (2007) 年の正規の職員・従 業員の割合では, 女性は 43.3% で, 男性の 72.7%を大きく下回 っています。

一方,パート,アルバイトとその他(労働者派遣事業所の派遣社員など)の非正規就業者の割合では,女性は52.6%(平成14(2002)年度は50.2%)で,男性の17.5%(平成14(2002)年度は13.8%)を大きく上回っており,男女ともに上昇しています。

雇用形態別に見た雇用者数の推移



【男性】 昭和57 14 665 579 (1982) 667 571 23 (1987) 平成4 616 730 28 (1992)610 46 747 (1997) 719 553 61 (2002) 19年 525 66 721 (2007)

雇用形態別に見た雇用者数の割合[平成19(2007)年]

400

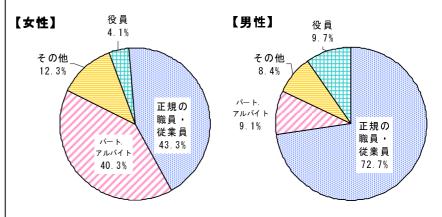
500

600

700

) 800 (千人)

300



(注)雇用形態:雇用者を勤め先での呼称によって、「正規の職員・従業員」、「パート、アルバイト」、「その他」(労働者派遣事業所の派遣社員など)、「役員」の四つに区分資料:総務省「就業構造基本調査」

100

200

2 労働力率

女性の労働力率は 30 歳代 を谷とするM字カーブ

労働力率は、男性は 20 歳代 後半から 50 歳代までを山とす る台形を描いています。

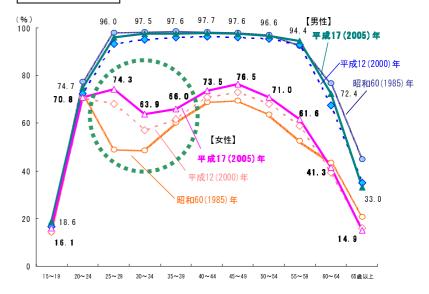
一方、女性は30歳代を谷とするM字カーブを描いています。これは、結婚、出産を契機に職場を離れ、子育てが一段落したところで再就職するという就業パターンを持つ人が多く、それがM字カーブの要因となっているものと考えられます。近年、このM字カーブは上方へシフトする傾向にあります。

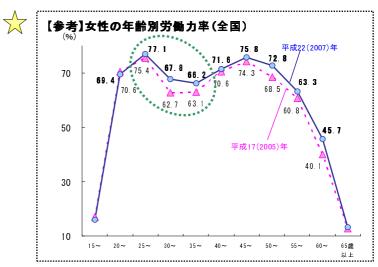
このことは全国データでも 同様の傾向が見られます。

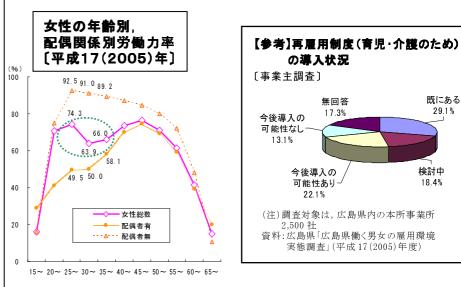
また,女性の労働力率には配 偶者の有無で大きな違いが現れ ています。

育児や介護を理由として退職 した労働者のための再雇用制度 が整備されている事業所の割合 は29.1%となっています。

年齡別労働力率







(注)労働力率:15歳以上人口に占める労働力人口の割合 平成17(2005)年の労働力率は労働力状態不詳を除いて算出している。 <u>労働力人口</u> (就業者(休業者を含む)と完全失業者) 15歳以上人口 非労働力人口 (主に家事従事, 学生, 高齢者等) 資料:総務省「国勢調査」(女性の年齢別労働力率(全国)は総務省「労働力調査」)

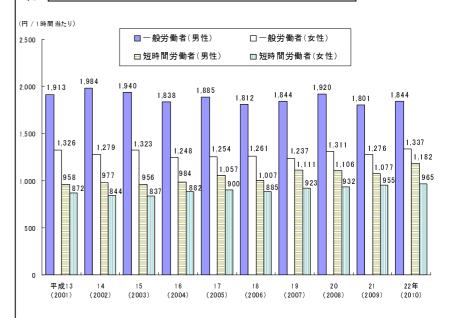
3 労働者の賃金

女性の給与額は男性の 72.5%

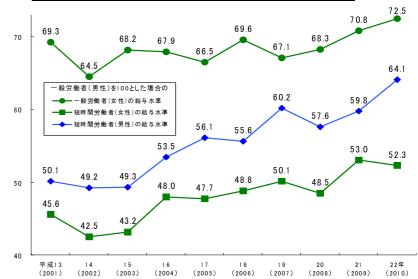
一般労働者(女性)の1時間 当たり平均所定内給与額は, 平成22(2010)年で一般労働者 (男性)の72.5%であり,男女間の差には,依然として開きがあります。

また、一般労働者(男性)と 男女の短時間労働者の給与格差 について見ると、一般労働者 (男性)の給与水準を100とし たとき、短時間労働者(女性) は52.3、短時間労働者(男性) は64.1となっています。

② 労働者の1時間当たり平均所定内給与額の推移



② 労働者の1時間当たり平均所定内給与格差の推移





(注)所定内給与額:きまって支給する現金給与額のうち,超過労働給与額を差し引いた額1時間当たり平均所定内給与額:

各年6月分として支給された平均所定内給与額を同月の平均所定内 実労働時間数で除して算出している。

一般 労働者:短時間労働者以外の労働者

短時間労働者:同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の

所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者

資料:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

■ 職業生活と家庭生活の両立

1 育児・介護休業制度

整備状況

育児休業制度は56.7%, 介護休業制度は約5割の 事業所で整備

育児休業制度については 56.7%の事業所で、介護休業制 度については 50.7%の事業所 で就業規則等に規定されていま す。

また、従業員規模の大きい事 業所ほど、整備率が高くなって います。

【育児休業】

1歳に満たない子を養育する男女 労働者が対象(※)で、子が1歳(一 定の場合は1歳6か月)に達するま で取得できます。なお、育児介護休 業法の改正により、平成22(2010) 年6月30日から、父母がともに育 児休業を取得する場合、休業可能期 間が1歳2か月に達するまでに延長 されました。

(※) 日々雇用される者や,労使協定により除外された一定の範囲の労働者は除きます。

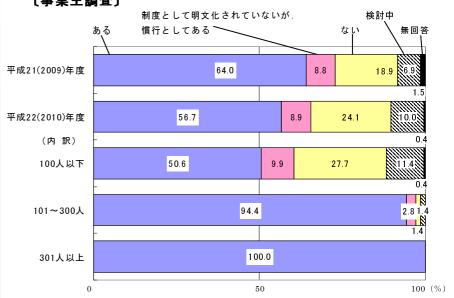
【介護休業】

対象家族(※)を2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする男女労働者が対象で、対象家族1人につき、一の要介護状態ごとに1回、通算して93日を限度として取得できます。

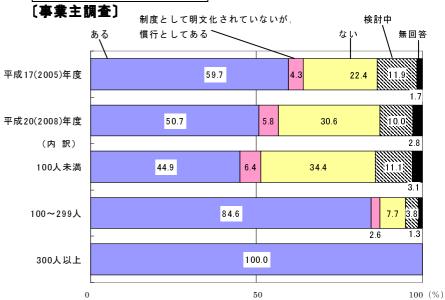
(※対象家族)

配偶者,父母・子・配偶者の父母, 労働者が同居し,かつ扶養している祖父母,兄弟姉妹,孫

育児休業制度の規定の有無 [事業主調査]



介護休業制度の規定の有無



(注)調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社

資料: 広島県「広島県職場環境実態調査」(平成 21 (2009), 22 (2010) 年度) 広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」(平成 17 (2005), 20 (2008) 年度)

【参考】

②育児休業制度の規定状況(全国)

平成 20 (2008) 年度 規定あり 66.4% 平成 21 (2009) 年度 規定あり 68.0%

介護休業制度の規定状況(全国)

平成 17 (2005) 年度 規定あり 55.6% 平成 20 (2008) 年度 規定あり 61.7%

(注) 調査対象は、常用労働者 5 人以上を雇用している民営事業所のうち約 10,000 事業所(平成 21 (2009) 年度は 5,794 事業所)資料: 厚生労働省「雇用均等基本調査」(平成 20 (2008), 21 (2009) 年度)「女性雇用管理基本調査」(平成 17 (2005) 年度)

育児休業の取得状況

育児休業の取得状況は、 女性 85.3%, 男性 1.2%

育児休業の取得状況(対象者数に対する取得者数の割合)については、女性従業員85.3%、男性従業員1.2%となっています。

介護休業の利用状況

介護休業の「取得者がいた」 と回答した事業主の割合 は3.5%

介護休業の利用状況については、全事業所のうち「取得者がいた」と回答した事業主の割合は 3.5%となっています。

女性従業員の育児休業取得率

[事業主調査]

(平成22 (2010) 年度:平成21 (2009) 年4月1日から平成22 (2010) 年3月31日までの状況) (平成21 (2009) 年度:平成20 (2008) 年4月1日から平成21 (2009) 年3月31日までの状況)



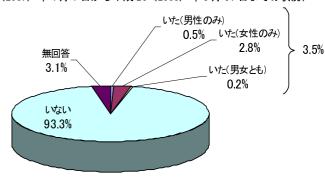
(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社 平成 22 (2010) (平成 21 (2009)) 年 6 月 1 日において勤務している従業員で、 対象者のうち育児休業を取得した者の割合

資料:広島県「広島県職場環境実態調査」

介護休業制度の利用状況

〔事業主調查〕

(平成19(2007)年4月1日から平成20(2008)年3月31日までの状況)



(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社 平成 20 (2008) 年 6 月 1 日において勤務している従業員で、介護休業を取得し た者がいた事業所の割合

資料:広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」(平成 20 (2008) 年度)

【参考】

宣育児休業取得率(全国)

平成 19 (2007) 年度 女性 89.7% 男性 1.56% 平成 20 (2008) 年度 女性 90.6% 男性 1.23% 平成 21 (2009) 年度 女性 85.6% 男性 1.72%

介護休業制度の利用状況(全国)

(注) 調査対象は、常用労働者 5 人以上を雇用している民営事業所のうちから、産業・ 規模別に層化して抽出した約 10,000 事業所

育児休業取得率: 平成 16 (2004), 平成 18 (2006), 平成 19 (2007) 各年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間の出産者又は配偶者が出産した者のうち, 翌年 10 月 1 日までに育児休業を開始した

者(育児休業開始予定の申出をしている者を含む。)の割合 介護休業制度の利用状況:平成16(2004)年4月1日から平成17(2005)年3月31 日までに介護休業を開始した者がいた事業所の割合

女性のみ 0.69%

資料:厚生労働省「雇用均等基本調査」(平成19 (2007), 20 (2008), 21 (2009) 年度) 「女性雇用管理基本調査」(平成17 (2005) 年度)

利用希望

女性従業員の65.4%が,今後 出産したときに,育児休業制度 を「利用しようと思う」と回答 していますが,「利用しない」と 回答した人も27.9%に達してい ます。

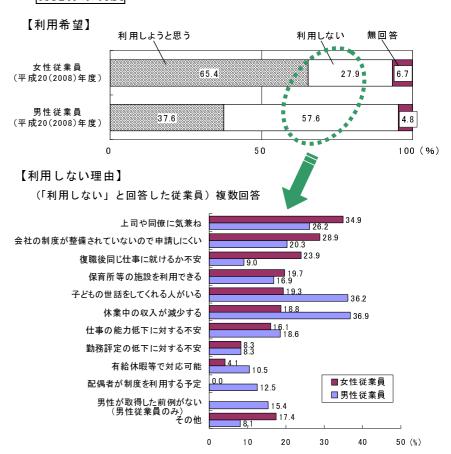
その主な理由としては,「上司や同僚に気兼ね」(34.9%),「会社の制度が整備されていないので申請しにくい」(28.9%)などをあげています。

一方, 男性従業員は,「利用しない」と回答した人が 57.6%で, その主な理由としては,「休業中の収入が減少する」(36.9%),「子どもの世話をしてくれる人がいる」(36.2%) などとなっています。

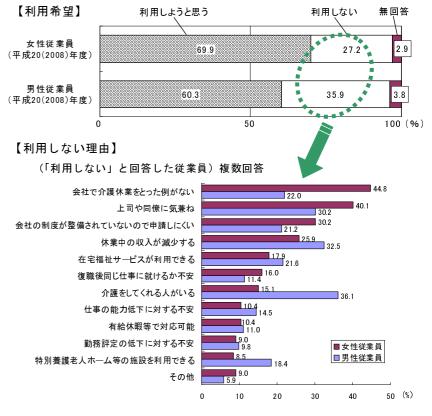
介護休業制度の利用希望については、女性従業員 69.9%、男性従業員 60.3%となっています。

「利用しない」と回答した人は、 女性従業員 27.2%、男性従業員 35.9%で、その主な理由として、 女性従業員は「会社で介護休業 をとった例がない」(44.8%)、 「上司や同僚に気兼ね」(40.1%) などを、男性従業員は「介護をしてくれる人がいる」(36.1%)、 「休業中の収入が減少する」 (32.5%)などをあげています。

育児休業制度



介護休業制度



(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社に勤務する女性従業員、 男性従業員各 2,500 人

資料:広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」

男性の育児休業

男性が育児休業制度を利用 することに肯定的な意見 は全体の約7割

男性の育児休業制度利用に対 して,「当然取得してもよい」 (女性従業員38.6%, 男性従業 員 32.3%),「できれば取得した 方がよい」(女性従業員 35.6%, 男性従業員 36.5%) と肯定的な 考え方が約7割を占めています。

2 子の看護休暇制度

子の看護休暇制度は 36.6%の事業所で整備

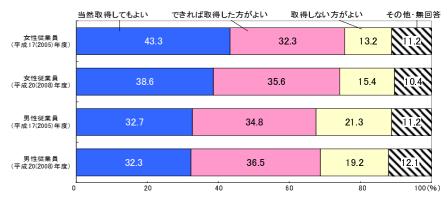
子の看護休暇制度の規定が整 備されている事業所の割合は 36.6%と、平成 17 (2005) 年度 より 8.6 ポイント増加していま す。

また,従業員規模の大きい事 業所ほど、整備率が高くなって います。

【子の看護休暇】

小学校就学前の子を養育する男 女労働者が対象で、1年に5日まで 病気やけがをした子の看護のため に取得できます。平成 17 (2005) 年4月に育児・介護休業法が改正施 行され, 創設されました。

男性の育児休業制度利用に対する考え

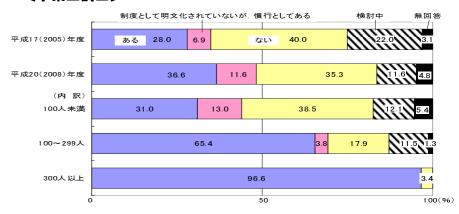


(注)調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社及びそこに勤務する女性従業員、

男性従業員各 2,500 人

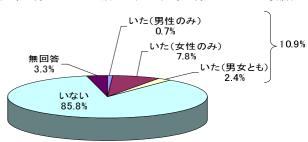
資料:広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」

子の看護休暇制度の規定の有無 [事業主調査]



|子の看護休暇制度の利用状況|[平成 20(2008)年度] [事業主調査]

(平成19(2007)年4月1日から平成20(2008)年3月31日までの状況)



(注)調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社及びそこに勤務する女性従業員、 男性従業員各 2,500 人

子の看護休暇制度の利用状況:平成 20 (2008) 年 6 月 1 日において 勤務している従業員で、

子の看護休暇を取得した者がいた事業所の割合 資料:広島県「広島県働く男女の雇用環境実熊調査」

【参考】

子の看護休暇制度の規定状況(全国)

平成 17 (2005) 年度 規定あり 33.8% 平成 20 (2008) 年度 規定あり 46.2%

子の看護休暇制度の利用状況(全国)

8.2%平成 17(2005)年度 12.7%平成 20 (2008) 年度

(注) 調査対象は、常用労働者 5 人以上を雇用している民営事業所のうち、約10,000 事業所子の看護休暇制度の利用状況: 平成 17 (2005) 年 10 月 1 日 において勤務している従業員で、就学前までの子を持つ労働者がいる事業所のうち、平成 17 (2005) 年 9 月 30 日までに子の看護休暇を取得した者がいた事業所の割合管料: 厚生労働省「雇用均等基本調査」(平成 20 (2008) 年度)

「女性雇用管理基本調査」(平成17(2005)年度)

3 仕事と家庭の両立

事業主・従業員ともに重要 と考えているのは、年次有 給休暇の取得しやすさ

仕事と家庭の両立のために重要なこととして、事業主、男女従業員、パートともに、「年次有給休暇を取得しやすくすること」を上位にあげています。

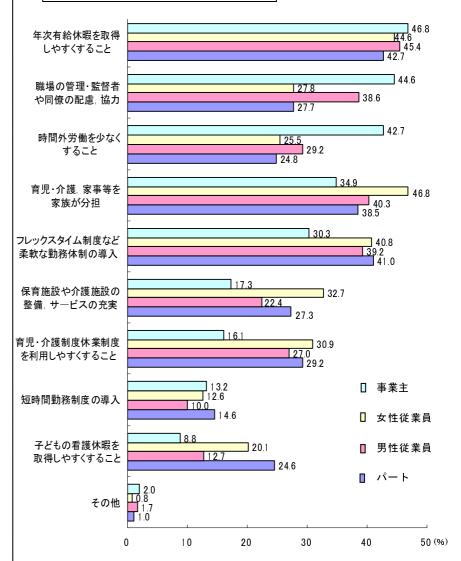
なお、女性従業員は「育児・ 介護、家事等を家族が分担」が 最も多い回答(46.8%)となっ ています。

4 保育所入所児童数

入所児童数は増加傾向

平成 23 (2011) 年 4 月 1 日 現在の県内の保育所入所児童数 は,55,506 人と増加しており, 待機児童数は,213 人と減少し ています。

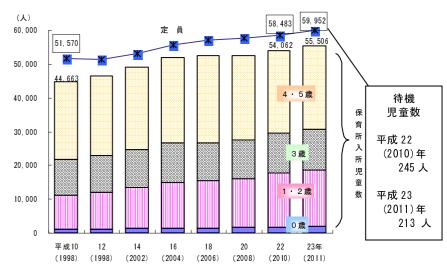
仕事と家庭の両立のために重要なこと 複数回答



(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社及びそこに勤務する女性従業員、男性従業員、パート各 2,500 人

資料:広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」(平成 20 (2008) 年度)

②保育所入所児童数(年齢別)の推移



(注)各年4月1日現在 資料:広島県健康福祉局調べ

1 県・市町の議員

女性議員の割合は前年と 同程度

平成 22 (2010) 年 12 月 31 日 現在の女性議員の割合は、県議 会では 4.6% (3 人), 市町議会 では 8.8% (48 人) となってい ます。

2 県・市町の審議会等委員

審議会等における女性委員の割合は増加傾向

政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画を促進するため、県は審議会等(地方自治法第138条の4第3項の規定により設置している附属機関)委員へ積極的に女性を登用することとしています。

この結果, 県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合は,

「広島県男女共同参画基本計画 (第3次)」に掲げている平成 27(2015)年度の目標値30.0% に対して、平成23(2011)年 6月1日現在で29.7%となっています。

また, 市町の審議会等委員の うち女性委員の占める割合は, 平成 23 (2011) 年 4 月 1 日現在 で 24.6%となっています。

(市町の審議会等委員の状況については74ページ参照)

②県・市町の議員の状況

[平成 22(2010)年 12月 31 日現在]

| | , | // - (/ / / / / / / / / / / / | / 4 0 - 1 1 / 2 1 - 2 / | |
|------|-----------|--------------------------------|---------------------------|--|
| | 議員総数 | 女性議員 | | |
| 区分 | (人) | 人数 (人) | 割合 (%) | |
| 県議会 | 65 (65) | 3 (3) | 4.6 (4.6) | |
| 市町議会 | 547 (550) | 48 (48) | 8.8 (8.7) | |
| 市 | 406 (409) | 38 (38) | 9.4 (9.3) | |
| 町 | 141 (141) | 10 (10) | 7.1(7.1) | |

(注) 括弧内は前年同期

資料:総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」

② 県の行政委員会・審議会等委員の状況

[平成23(2011)年6月1日現在]

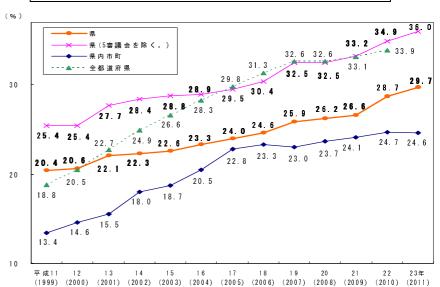
| | 行政委 | 員会・審 | 議会等数 | 委員数 | | |
|-------------------------------|------------|---------------|-------------------------------------|------------------|--------------|----------------|
| 区分 | ₩. | 女性が参 委 員 会 | 画している審議会 | 総数 | 女性委員 | |
| | 総数 | 会数 割合 (人) | | 人数 (人) | 割合 (%) | |
| 行政委員会 (地方自治法 第180条の5関係) | 9 (9) | 7 (7) | 77.8 (77.8) | 70 (71) | 12 (12) | 17.1 (16.9) |
| 審議会等 | 56 (57) | 53 (54) | 94.6 (94.7) | 1,164 (1,192) | 346 (342) | 29.7 (28.7) |
| 5審議会※を除く。 | 51 (52) | 51 (52) | 100.0 (100.0) | 942 (956) | 339 (334) | 36.0 (34.9) |

(注) 括弧内は前年同期

※5審議会:法令等により構成員の職務分野が指定されている審議会 広島県交通安全対策会議,広島県石油コンビナート等防災本部, 広島県防災会議,広島県地方港湾審議会及び広島県国民保護協議会

資料:広島県人事課,広島県教育委員会,広島県警察本部調べ

審議会等における女性委員の割合の推移(全国・県・市町)



(注) 県は6月1日現在

市町は4月1日現在 (ただし,平成14(2002)年·平成15(2003)年は3月31日現在) 平成23(2011)年の全都道府県の数値は,内閣府が平成23(2011)年度内に公表見込

資料: 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」, 広島県人事課,広島県人権男女共同参画課,広島県教育委員会,広島県警察本部調べ

県職員の採用 3

県職員の採用者に占める 女性割合は 36.4%

平成 23 (2011) 年度の県職 員の採用者数は118人で,女性 43 人 (36.4%), 男性 75 人 (63.6%) となっています。

県・市町の職員及び管理職

県,市町とも女性管理職の 割合は、長期的には増加 傾向

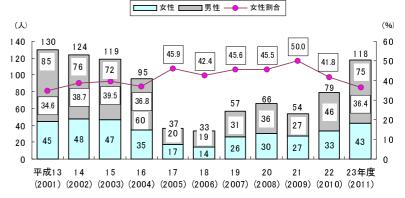
平成 23 (2011) 年 4 月 1 日 現在の県職員は 6,298 人で, 女性職員 1,956 人 (31.1%), 男性職員 4,342 人 (68.9%) と なっています。

このうち管理職(課長相当職 以上) にある女性職員は16人 で、全管理職 312 人に占める 割合は5.1%となっています。

また, 県内の市町職員は 28,695 人で, 女性職員 11,452 人 (39.9%), 男性職員 17,243 人(60.1%)となっています。 このうち管理職(課長相当職 以上) にある女性職員は307人 で,全管理職 2,588 人に占める

割合は11.9%となっています。

② 県職員の採用状況



(注) 各年4月1日現在

採用者数: 大学卒業程度試験, 短期大学卒業程度試験, 高校卒業程度試験及び 身体に障害がある人を対象とした試験による採用者の合計(警察官 試験による採用者は含まない。)

資料:広島県人事委員会調べ

② 職員及び管理職の状況(全国・県・市町)

[平成 23(2011)年 4月 1日現在]

| 区 | 分 | 総数(人) | 女性 (人) | 男性(人) | 女性恰(%) |
|--|-----|--------|--------|--------|--------|
| 県 | 職員数 | 6,298 | 1,956 | 4,342 | 31.1 |
| 乐 | 管理職 | 312 | 16 | 296 | 5.1 |
| . | 職員数 | 28,695 | 11,452 | 17,243 | 39.9 |
| 市町 | 管理職 | 2,588 | 307 | 2,281 | 11.9 |

(注) 職員数には、教員は含まない。 県の職員数は、知事部局、教育委員会事務局、議会事務局、各行政委員会、企業局 及び病院事業局の一般職職員数。なお、平成19 (2007) 年からは、県立大学教員は

県の管理職数は、平成23(2011)年からは、課長級以上により集計。

市町の職員数は、市町長部局、教育委員会事務局、議会事務局、各行政委員会等及び公営企業の水道局等の一般職職員数

資料:内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進 状況」、広島県人事課、広島県人権男女共同参画課、広島県教育委員会調べ

[県]



(注) 平成 23 (2011) 年 4月 1日現在の全都道府県の女性管理職割合は, 内閣府が平成23(2011)年度内に公表見込

資料:内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進 状況」, 広島県人事課, 広島県人権男女共同参画課, 広島県教育委員会調べ

〔市町〕

(職員の割合:%)

(管理職の割合 %)



(注) 平成23(2011)年4月1日現在の全市(区)町村の女性管理職割合は、 内閣府が平成23(2011)年度内に公表見込 全市(区)町村の女性管理職割合は、平成14(2002)年から集計

資料:内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進 状況」,広島県人事課,広島県人権男女共同参画課,広島県教育委員会調べ

5 県内事業所の管理職

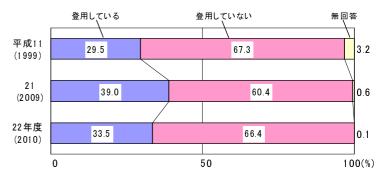
女性管理職を登用している事業所の割合は33.5%, 全管理職に占める女性管理職の割合は「20%以上」 が最多

女性を管理職(課長相当職以上)に登用している事業所の割合は33.5%で、平成21(2009)年度の39.0%より5.5ポイント減少しています。

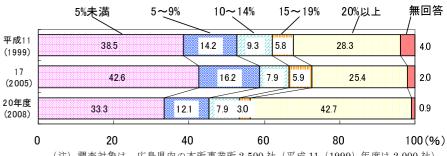
また、全管理職に占める女性 管理職の割合は、平成17(2005)年度は「5%未満」が最多 (42.6%)でしたが、平成20(2008)年度は「20%以上」が 最多の42.7%となっています。

女性管理職の登用状況

[事業主調査]



全管理職に占める女性管理職の割合 [事業主調査]



(注) 調査対象は,広島県内の本所事業所 2,500 社(平成 11(1999)年度は 2,000 社) 資料:広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」

(平成 21 (2009), 22 (2010) 年度は「広島県職場環境実態調査」)

2

【参考】女性管理職を有する企業割合(全国) [常用労働者30人以上の企業]

平成 21 (2009) 年度 部長相当職 10.5% 課長相当職 22.0% 平成 18 (2006) 年度 部長相当職 8.8% 課長相当職 21.1%

(注) 調査対象は、本社において常用労働者 10 人以上を雇用している民営企業のうち 5,932 企業(平成 21 年度。18 年度は同じく 30 人以上を雇用している約 7,000 企業) 資料: 厚生労働省「雇用均等基本調査」(平成 21 (2009) 年度)

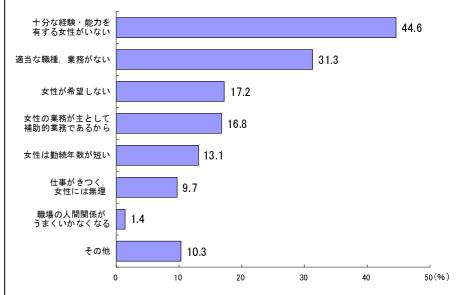
「女性雇用管理基本調査」(平成18(2006)年度)

女性を管理職に「登用していない」主な理由は、「十分な経験・能力を有する女性がいない」、「適当な職種、業務がない」などとなっています。

女性を管理職に登用しない理由 [平成20(2008)年度]

〔事業主調査〕

(「登用していない」と回答した事業主) 複数回答



(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社 資料:広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」

6 農林水産業における方針決定 の場への女性の参画

農林水産業における 方針決定の場への 女性参画状況は 10%未満

農林水産業に従事する女性の 方針決定の場への参画状況は、 農協役員が 4.3%、農業委員が 6.3%、漁協役員が 0.4%などと なっています。

📦 農林水産業における方針決定の場への女性参画状況

[平成 23(2011)年 4月 1日現在]

| | | (/0/2 = 0 (= 0 1 1 / | L avi r bontri |
|-------|-----------|-------------------------|----------------|
| | 総数 (人) | 女 | 性 |
| 区分 | 和数 (八) | 人数(八) | 割合 (%) |
| 農協役員 | 396 (395) | 17 (13) | 4.3 (3.3) |
| 農業委員 | 585 (585) | 37 (31) | 6.3 (5.3) |
| 指導農業士 | 55 (56) | 2 (2) | 3.6 (3.6) |
| 農業士 | 331 (332) | 20 (20) | 6.0 (6.0) |
| 漁協役員 | 812 (827) | 3 (3) | 0.4 (0.4) |

(注)括弧内は前年同期 資料:広島県農林水産局調べ

人づくり

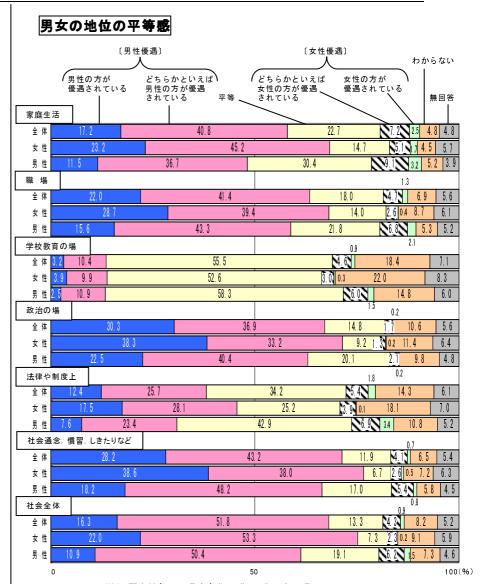
■ 意 識

1 男女の地位

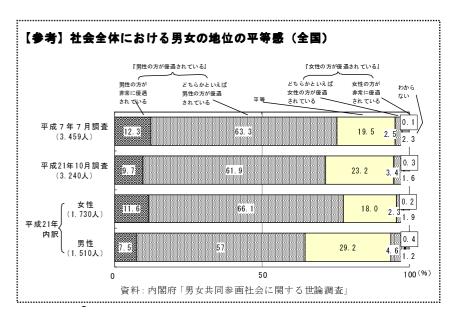
「学校教育の場」と「法律や制度上」を除くすべての分野で、〔男性優遇〕と感じている人の割合が半数以上

男女の地位の平等感について、[平等]と回答した人の割合は「学校教育の場」で55.5%と最も高く、次いで「法律や制度上」(34.2%)、「家庭生活」(22.7%)となっています。

また、「男性優遇」(「男性の 方が優遇されている」+「どちらか といえば男性の方が優遇されている」)と回答した人の割合は、 「社会通念、慣習、しきたりな ど」が 71.4%で最も高く、「社 会全体」(68.1%)、「政治の場」 (67.2%) と続いており、すべ ての分野で〔女性優遇〕(「どち らかといえば女性の方が優遇されている」+「女性の方が優遇されて いる」)を上回っています。



(注) 調査対象は、県内在住の満20歳以上の県民2,000人資料:広島県「広島県政世論調査」(平成20(2008)年度)



■ 教 育

1 高等学校の生徒

女性は「家庭に関する学科」 で、男性は「工業に関する 学科」で、割合が最大

学科別に見ると、「家庭に関する学科」で、生徒数に占める女性の割合が93.9%と最も高く、男性の割合が最も高いのは、「工業に関する学科」の90.6%となっています。

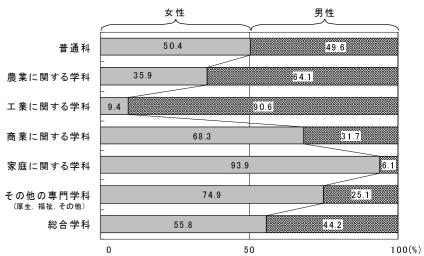
2 教員の状況

教員数の男女比率は ほぼ同率 女性管理職の割合は 校長23.0%, 副校長・教頭24.3%

平成 22 (2010) 年度の県内 の小・中・高等学校,特別支援 学校の教員数は,21,843人で, 女性 11,209人 (51.3%),男性 10,634人 (48.7%)と,男女比 率はほぼ同率となっています。 このうち,女性管理職の状況

このうち,女性管理職の状況を見ると,校長は23.0%,副校長・教頭は24.3%となっています。

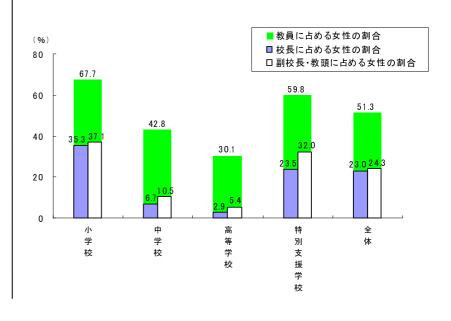
② 高等学校学科別男女の割合



(注) 国立・公立・私立のすべてを含む。

資料:広島県教育委員会「公立学校基本数」(平成22(2010)年度)

② 教員, 校長, 副校長・教頭に占める女性の割合



| 区分 | 教 員 数 | | | 校長 | | | 副校長・教頭 (単位:人) | | |
|--------|---------|---------|---------|--------|-------|--------|---------------|-------|--------|
| 区 刀 | 総数 | 女性 | 男性 | 総数 | 女性 | 男性 | 総数 | 女性 | 男性 |
| 小学校 | 9,503 | 6,435 | 3,068 | 538 | 190 | 348 | 556 | 206 | 350 |
| 中学校 | 5,508 | 2,359 | 3,149 | 240 | 16 | 224 | 276 | 29 | 247 |
| 高等学校 | 5,627 | 1,694 | 3,933 | 137 | 4 | 133 | 185 | 10 | 175 |
| 特別支援学校 | 1,205 | 721 | 484 | 17 | 4 | 13 | 25 | 8 | 17 |
| 県全体 | 21,843 | 11,209 | 10,634 | 932 | 214 | 718 | 1,042 | 253 | 789 |
| 割合 (%) | 21,645 | 51.3 | 48.7 | 952 | 23.0 | 77.0 | 1,042 | 24.3 | 75.7 |
| 【参考】全国 | 986,172 | 483,863 | 502,309 | 36,865 | 4,852 | 32,013 | 49 99E | 6,553 | 35,832 |
| 割合 (%) | 900,172 | 49.1 | 50.9 | əu,ouə | 13.2 | 86.8 | 42,385 | 15.5 | 84.5 |

(注) 国立・公立・私立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の計

資料: 文部科学省「学校基本調查報告書」(平成 22 (2010) 年度)

1 1日の生活時間

2次活動の時間の使い方では、 男性の家事関連の時間は 30 分 程度

県内の男女の1日の行動時間を比較すると,2次活動の時間の使い方では男女間に大きな違いが現れています。

年齢別に見ると、特に 25~64歳の各年齢では、男性の家事関連の時間は女性に比べて短く, 仕事関連の時間が長くなっています。

1次活動:睡眠,食事など生理的に必要な

活動

2 次活動: 仕事, 家事など社会生活を営む 上で義務的な性格の強い活動

まで義務的な性格の強い活動 3次活動:1次,2次活動以外の各人が自由

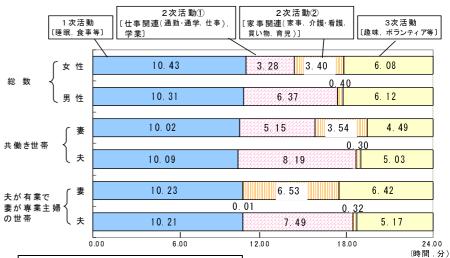
に使える時間における活動

2 男性の家事等への参加

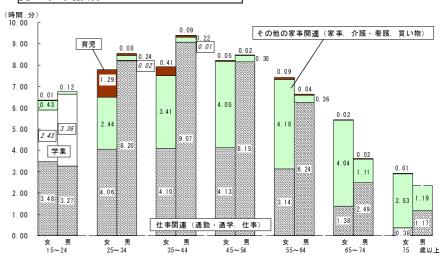
「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること」と 回答した人の割合が最多

男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加するために必要なことについて、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること」と回答した人の割合が男女共に最も高く、次いで、「男性自身の抵抗感をなくすこと」となっています。

1日の行動の種類別総平均時間数

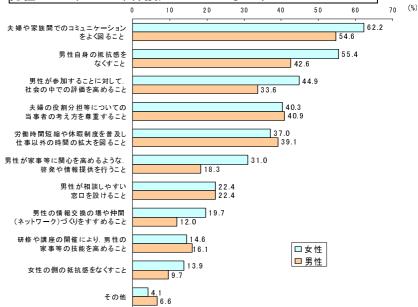


男女, 年齢別の2次活動の生活時間



(注) 調査対象は、平成 12 年国勢調査調査区のうち、県内 120 調査区の中から無作為に抽出した約 1,400 世帯に居住する 15 歳以上の世帯員資料:総務省「社会生活基本調査」(平成 18 (2006) 年)

男性が家事,子育て,介護,地域活動に参加するために必要なこと 複数回答



(注) 調査対象は、県内在住の満20歳以上の県民2,000人資料:広島県「広島県政世論調査」(平成17 (2005) 年度)

安心づくり

康

母子保健 1

周産期, 乳児及び新生児 の死亡率は近年は横ばい 傾向

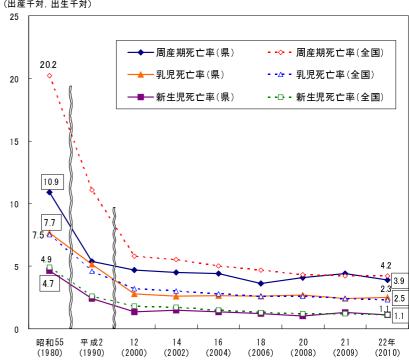
女性は,妊娠や出産の可能性 があることから, ライフサイク ルを通じて, 男性とは異なる健 康上の問題に直面することがあ ります。

周産期,乳児及び新生児の死 亡率の動向を見ると, いずれ の指標も年々減少し, 近年では 横ばい傾向にあります。

② 母子保健関係指標の推移

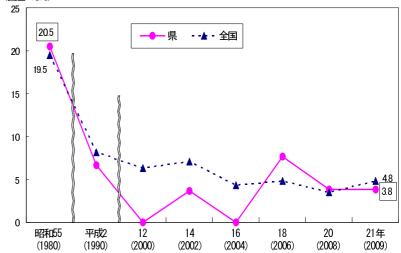
【周産期死亡率、乳児死亡率、新生児死亡率の推移(全国・県)】

(出産千対, 出生千対)



【妊産婦死亡率の推移(全国・県)】

(出産10万対)



周産期死亡率=年間の周産期死亡数(※)÷年間の出産(出生+妊娠満22週以後の死産)数×1,000 ※妊娠満22週(154日)以後の死産に早期新生児(生後1週未満)死亡を加えた 60.

乳児死亡率={年間の乳児(生後1年未満)死亡数÷年間の出生数}×1,000 新生児死亡率={年間の新生児(生後4週(28日)未満)死亡数÷年間の出生数}×1,000 妊産婦死亡率={年間の妊産婦死亡数(※)÷年間の出産(出生+死産)数(又は年間の出生数)} × 100,000

※妊娠中又は妊娠終了後満42日未満で妊娠等が原因の死亡

資料: 厚生労働省「人口動態統計」 (平成22 (2010) 年の数値については「人口動態統計月報年計(概数)」)

■ 男女間の暴力、セクシュアル・ハラスメント

1 相談件数等

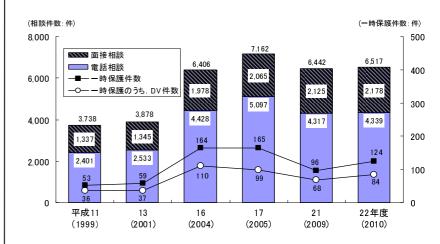
こども家庭センター等 における相談件数等は 横ばい

こども家庭センター及び婦人相談員設置市における平成22 (2010)年度の相談件数は6,517件で,前年度より75件(1.2%)増加しています。相談件数のうち暴力逃避(配偶者等,子,親,その他の親族及びその他の者による身体的,精神的又は性的暴力被害)に関する相談は3,031件で,46.5%を占めています。

また,一時保護は124件で,前年度より28件(29.2%)増加しており,そのうちDV(ドメスティック・バイオレンス。41ページ参照)に関するものは84件で67.7%を占めています。

平成 22 (2010) 年度に広島 県女性総合センター「エソール 広島」に寄せられた相談は、電 話相談が 2,075 件、面接相談が 108 件となっています。

②こども家庭センター等における女性に関する相談件数等の推移



こども家庭センター等における相談件数等の状況 (平成22(2010)年度)

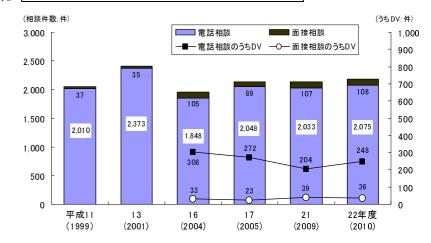
| | 区 分 | 件数(件) | 割 合 (%) |
|---|--------------|---------------|-------------|
| Ī | 面接相談 | 2,178 (2,125) | _ |
| | うち暴力逃避 | 959 (850) | 44.0 (40.0) |
| 冒 | 直話相談 | 4,339 (4,317) | _ |
| | うち暴力逃避 | 2,072 (1,796) | 47.8(41.6) |
| 木 | 目談合計 | 6,517 (6,442) | = |
| | うち暴力逃避 | 3,031(2,646) | 46.5(41.1) |

| | 区 分 | 件数(| 生) | 割 合(%) |
|---|------|--------|-----|------------|
| - | -時保護 | 124 (9 | 96) | _ |
| | うちDV | 84 (| 68) | 67.7(70.8) |

(注) 女性に関する相談: 売春防止法に よる女性相談及び DV 防止法 による配偶者等の暴力相談。男 性からの DV 相談を含む。

括弧内は前年同期 資料: 広島県健康福祉局調べ

②「エソール広島」相談事業における件数の推移



「エソール広島」相談事業における件数の状況(平成22(2010)年度)

| 区 分 | 件数(件) | 割 合(%) |
|------|-----------------|-------------|
| 電話相談 | 2,075 (2,033) | |
| うちDV | 248 (204) | 12.0 (10.0) |
| 面接相談 | 108 (107) | _ |
| うちDV | 36 (39) | 33.3 (36.4) |
| 相談合計 | 2, 183 (2, 140) | _ |
| うちDV | 284 (243) | 13.0 (11.4) |

(注)括弧内は前年同期 資料:(財)広島県女性会議調べ

2 性犯罪

電話相談件数は33件

平成 22 (2010) 年の「性犯罪相談 110番」の電話相談件数は 33件となっており,前年と比較して, やや減少しています。

3 セクシュアル・ハラスメント

有無と内容

パートを含む女性の 9.4%, 男性の 1.8%が「セ クハラを受けた」と回答

パートを含む男女従業員とも, それぞれ約2割が,セクシュアル・ハラスメント(42ページ参照)が「あった」,「あったと思う」と回答しています。

また、パートを含む女性従業員の9.4%、男性従業員の1.8%が「セクハラを受けた」と回答しており、内容では、女性従業員からは「不必要に身体を触られた」(55.6%)との回答が、男性従業員からは、「性的な話、質問をされた」(57.1%)との回答が最も多くなっています。

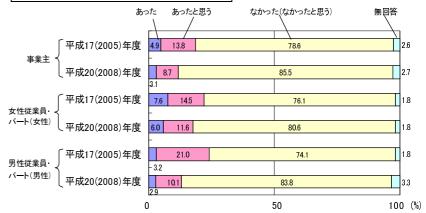
②「性犯罪相談110番」の受理件数

「平成 22(2010)年 1 月~12 月計〕

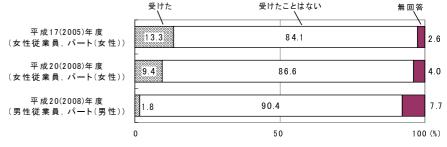
| | | (十)及 22(2010)1 | F I 71 - IZ 71 DI 2 |
|--------------|-------|----------------|---------------------|
| 内 | 内容 | | |
| 性犯罪の被害申告に関する | もの | 7 (7) | 21.2 (20.0) |
| 過去の性犯罪被害の悩みに | 関するもの | 9 (2) | 27.3 (5.7) |
| 性的ないやがらせに関する | もの | 0 (0) | 0.0 (0.0) |
| 精神的な悩みに関するもの | | 0 (0) | 0.0 (0.0) |
| 男女の性に関するもの | | 3 (3) | 9.1 (8.6) |
| 事件容疑情報 | | 8 (13) | 24.2 (37.1) |
| つきまとい行為に関するも | の | 0 (1) | 0.0 (2.9) |
| 男女間暴力 | | 1 (1) | 3.0 (2.9) |
| 上記以外の相談 | | 5 (8) | 15.2 (22.9) |
| 合 計 | 合 計 | | 5) |
| | 女性 | 25 (21) | 75.8 (60.0) |
| | 男性 | 7 (12) | 21.2 (34.3) |
| | 不明 | 1 (2) | 3.0 (5.7) |

(注) 括弧内は前年同期 資料:広島県警察本部調べ

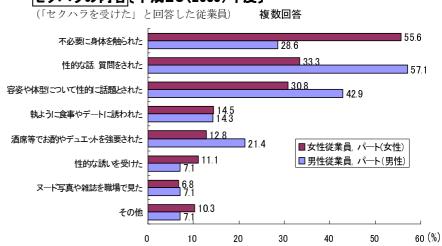
職場におけるセクハラの有無の認識



本人のセクハラ被害の有無



セクハラの内容[平成20(2008)年度]



(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社及びそこに勤務する女性従業員、 男性従業員、パート条 2,500 人

男性従業員,パート各 2,500 人 資料:広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」

原因

事業主・従業員ともに、依然として男女や個人に意識の差があることが原因と回答

セクシュアル・ハラスメントが生じる主な原因は、事業主・従業員ともに、「依然として男女や個人に意識の差がある」との回答が最も多く、次いで「性的言動を不快に思うことが分かっていない」、「男性の意識が低い」となっています。

防止対策

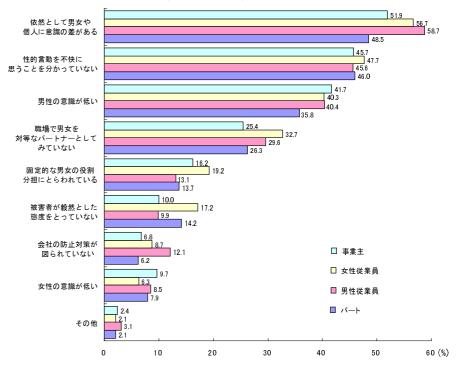
防止対策を講じている 事業主の割合は32.8%

事業主は男女雇用機会均等 法により、セクシュアル・ハラ スメント防止対策を講じるよ う定められており、事業主の 32.8%が防止対策を講じていま す。

内容では、「就業規則等への禁止の明文化」が 65.8%と最も多く、 次いで「相談があった場合の迅速かつ適切な対応」が 50.2%となっています。

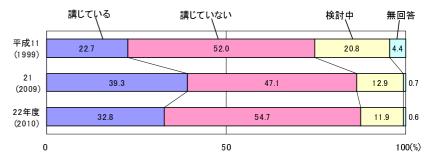
セクハラの原因[平成20(2008)年度]

(「セクハラがあった」と回答した事業主,従業員) 複数回答



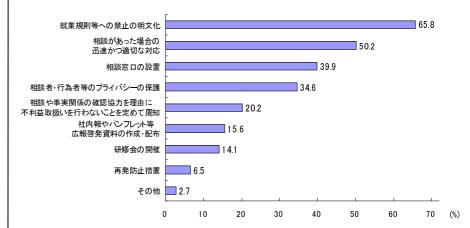
2 セクハラ防止対策の有無

[事業主調査]



② セクハラ防止対策の内容[平成22(2010)年度]

【事業主調査】(「セクハラ防止対策を講じている」と回答した事業主)複数回答



(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社 (平成 11 (1999) 年度は 2,000 社) 及びそこに勤務する女性従業員、男性従業員、パート各 2,500 人 (平成 11 (1999) 年度は 2,000 人)

資料: 広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」(平成 11 (1999), 20 (2008) 年度) 広島県「広島県職場環境実態調査」(平成 21 (2009), 22 (2010) 年度)

2 県の男女共同参画に関する指標

| | 項目 | | 数 | 値 | 全国 | 調査時点 | 出典 |
|--------------|---------|-------------|--------------|---------------|-------|------------------------------|---------------------------|
| | Į. | Ħ | 本県 | 全 国 | 順位(注) | 明且时点 | ш ж |
| 2 | 総人口 | | 2,856,308 人 | 127,057,860 人 | 12 | | |
| | | 女 性 | 1,473,837 人 | 64,977,425 人 | 12 | 平成 22 (2010)年 3月 31日 | 総務省 「住民基本台 帳人口要覧」 |
| | | 男性 | 1,382,471 人 | 62,080,435 人 | 12 | | |
| 2 | 6 5 歳以上 | 人口 | 669,049 人 | 28,815,916 人 | 11 | | |
| | | 女 性 | 389,265 人 | 16,545,072 人 | 11 | | |
| | | 男 性 | 279,784 人 | 12,270,844 人 | 12 | 平成 22 (2010)年 | 総務省 「住民基本台 |
| P | 15歳未清 | 5 人口 | 394,635 人 | 17,054,019 人 | 12 | 3月31日 | 帳人口要覧」 |
| | | 女 性 | 192,387 人 | 8,315,045 人 | 12 | | |
| | | 男性 | 202,248 人 | 8,738,974 人 | 12 | | |
| 2 | 世帯数 | | 1,226,633 世帯 | 53,362,801 世帯 | 11 | 平成 22 (2010)年 3月 31日 | 総務省 「住民基本台 帳人口要覧」 |
| (A) | 1世帯当た | り人員 | 2.33 人 | 2.38 人 | 36 | 平成 22 (2010)年 3月 31日 | 総務省 「住民基本台 帳人口要覧」 |
| | 3 世代同居 | 計率 | 6.8% | 8.6% | 39 | 平成 17 (2005)年 10 月 1 日 | 総務省 「国勢調査」 |
| | 平均寿命 | | _ | _ | — | | |
| | | 女 性 | 86.27 歳 | 85.75 歳 | 8 | 平成 17 (2005)年 | 厚生労働省 「都道府県別生命 表」 |
| | | 男性 | 79.06 歳 | 78.79 歳 | 13 | | |
| D | 平均初婚年 | き齢 | _ | | | | |
| | | 女 性 | 28.4 歳 | 28.8 歳 | 22 | | |
| | | 男性 | 30.0 歳 | 30.5 歳 | 27 | 平成 22 (2010)年 | 厚生労働省 「人口動態統 計月報年計」 |
| (A) | 婚姻率(人 | 口千対) | 5.4 人 | 5.5 人 | 11 | (=010) | 計月報年計」 (概数) |
| 2 | 離婚率(人 | 口千対) | 1.93 人 | 1.99 人 | 27 | | |

| | | | 数 | 値 | 全国 | | |
|----------|--------------|-------------|----------|----------|-----------|------------------------------|---------------------------|
| | 項 | 目 | 本 県 | 全 国 | 順位 (注) | 調査時点 | 出典 |
| a | 出生率(人 | 口千対) | 9.0 人 | 8.5 人 | 5 | | 厚生労働省 |
| 2 | 合計特殊出 | 出生率 | 1.51 人 | 1.39 人 | 11 | 平成 22 (2010)年 | 「人口動態統計月報年計」 (概数) |
| D | 死亡率 (人 | 口千対) | 9.7 人 | 9.5 人 | 34 | | (154.594.) |
| | 就業率 | | 56.9% | 56.0% | 22 | T-4 - F | |
| | | 女 性 | 46.4% | 45.5% | 22 | 平成 17 (2005)年 10 月 1 日 | 総務省 「国勢調査」 |
| | | 男性 | 68.3% | 67.3% | 20 | | |
| | 共働き率 | | 46.1% | 44.4% | 29 | 平成 17 (2005)年 10 月 1 日 | 総務省 「国勢調査」 |
| 2 | 月間総実党 (事業所規模 | | 148.2 時間 | 144.4 時間 | 26 | | 厚生労働省 「毎月勤労統 計調査年報」 |
| | | 女 性 | 131.4 時間 | 126.2 時間 | 27 | 1 | |
| | | 男性 | 161.3 時間 | 158.5 時間 | 21 | 平成 21 | |
| P) | 月間現金約 (事業所規模 | | 306.6 千円 | 315.2 千円 | 7 | (2009)年 | |
| | | 女 性 | 208.1 千円 | 205.4 千円 | 9 | | |
| | | 男性 | 383.1 千円 | 400.6 千円 | 8 | | |
| ව | 平均勤続年 | 三数 | 12.1 年 | 11.9 年 | 15 | | 厚生労働省 「賃金構造基 |
| | | 女性 | 9.0 年 | 8.9 年 | 26 | 平成 22 (2010)年 | 本統計調查結果(都道府県別 |
| | | 男性 | 13.6 年 | 13.3 年 | 9 | | 速報)」 |
| 2 | 高等学校等 | 等進学率 | 97.7% | 98.0% | 41 | | |
| | | 女性 | 97.9% | 98.3% | 40 | | |
| | | 男性 | 97.4% | 97.8% | 39 | 平成 22 | 文部科学省 「学校基本調査報 |
| a | 大学等進学 | 芝 率 | 61.5% | 54.3% | 4 | (2010)年度 | 告書」 |
| | | 女 性 | 62.3% | 55.9% | 5 | | |
| | | 男性 | 60.8% | 52.7% | 3 | | |

⁽注) 全国順位は、全都道府県の数値を降順に並べ替えたものの順位である。